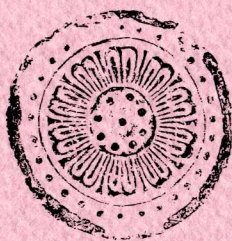


大分市歴史資料館年報

(平成7年度)



1996

は じ め に

平成7年度の年報をお届けします。

資料館は展示部門として、常設展示、テーマ展示、特別企画展を中心に活動しております。特別企画展は開館当初から実施しており、すでに「秋季特別展」として定着・評価を得ていると考えております。数年前から始めたテーマ展示も小規模ながら年4回行っており、それぞれ好評を得ており徐々に定着しております。テーマ展示は、常設展では展示していない館蔵品を中心にテーマを決めて行ないますが、今年はテーマに合わせて市内・県内の資料も所蔵者の好意によって展示いたしました。より多くの資料をより多くの市民にご覧いただくためにも、小回りの利く展示ですので、これからも面白く、時には学術的にとバラエティに富んだ企画展示を心掛けて行きたいと思っております。

市民の皆様の暖かいご理解とご支援をよろしくお願い致します。

1996年3月31日

館長 木村 幾多郎

江戸時代初期の竹下村検地帳について

長田 弘 通

1. はじめにー竹下村の概要

当館では平成5年度、寛永12年(1635)と正保4年(1647)の豊後国海部郡竹下村検地帳4冊と関係史料1点を購入した(第1表)。いずれもこれまで知られていなかった新史料でありこれらの紹介を兼ね、若干の考察を加えてみたい。なお、本来なら全文を翻刻すべきであるが、紙数の関係上、今回は一部の紹介に止めざるを得ないのをお断わりする。

海部郡竹下村は現大分市大在地区の大字竹下あたりで、北を別府湾に面する海辺の村であった。慶長6年(1601)加藤清正が肥後国12郡と豊後国大分・海部・直入3郡内約23,000石を領有した際清正領となった。寛永9年(1632)加藤氏にかわり細川忠利が小倉より熊本に入部した後も、細川氏領として受け継がれ、江戸時代をつうじ熊本藩領で、関手永に属していた。

村高は第2表のように、寛永11年「熊本藩豊後国郷帳」¹⁾から元禄14年「豊後国郷帳」²⁾までは211,383石と変わらず、天保5年「豊後国郷帳」³⁾で221,882石と増加している。田畑の内訳は正保4年「豊後国郷帳」⁴⁾で田高140,864石、畑高70,519石となっている。家数や竈数、人馬数などがわかる史料は残っていない。

先に述べたように竹下村は海岸部にあり、村民は農業と同時に漁業や小規模な海運業に携わっていたことは想像に難くない。しかし、これらの全容を示す史料も今日残っていない。わずかにその姿をかいまみれるのは、元治元年(1864)と慶応元年(1865)の2度にわたる長州戦争において、熊本藩が関手永の村々に船舶の提出を命じた時である。この時竹下村からは第1次戦争で浦船2艘、漁船5艘、水夫36人、第2次戦争で浦船1艘、漁船4艘、水夫23人(いずれも延べ数)が徴用されている。⁵⁾ このことは村民

の中に船をもち、海運業や漁業に携わる者がいたことを証明している。なお、時代は下がるが、「明治十六年 大分県統計書」⁶⁾によれば、漁戸130戸、漁人はすべて兼業で441人、漁船は地引き網船3、雑漁船23となっており、横塚沖での鰯と白魚漁が主となっている。

2. 各検地帳の性格

購入した検地帳は第1表のとおりである。大別して寛永12年(1635)の検地帳1冊と正保4年(1647)検地帳3冊となる。本項では各検地帳の記載様式などについて述べてみたい。

(1)寛永12年「竹下村田畠検地帳」(第1表-1)

本検地帳は表紙を欠いている。また、当館蔵となる以前のごく近い時期に一部裏打ち補修が施されており、綴じ直されている。そのため原形態から前半部が一部欠けている恐れもあったが、後述のように検地帳記載の田方集計と実集計をくらべると実集計の方が多いので、欠けているのは表紙のみと考えてよい。

本検地帳の記載内容は史料三にあげた。まず田方について、一筆ごとに字名・田位・面積・石高・名請人を順に書く。田方が終わったところで上々・上・中・下・下々5段階田位別の面積・石高を集計し、さらに田方全体の集計を記載する。そして、畠方にうつり田方と同様の記載・集計方式をとり、最後に田畠の面積と石高を合計している。末尾に「寛永拾貳年二月十三日」と記している。この日付が本検地帳を作成した日、ないし役所へ提出した日と思われる。畠位別集計には「分米……」以外の異筆の石高(「」内)が記載されている。この数字の意味ははっきりしない。本検地帳には随所に訂正を意味すると思われる付箋があり、この訂正された数字をまとめたものかもしれない。ただ、

剥がれてしまった付箋も多く、復元するのは困難であるため確かめることはできなかった。なお、本検地帳には特に屋敷地の記載はない。畠方の字名に「屋敷」「居屋敷」とみえるが、これらすべてが土地種別としての屋敷地ではないと思われる（このことについては後述する）。

さて、本検地帳の記載を田畠位別に実集計したものと検地帳記載の数値を比較したのが第3表である。先述したように本文には付箋が随所に貼られているものの、剥がれたのも多く、また、これらの付箋がいつ訂正のために貼られたのかははっきりしない。そこで、実集計にあたっては統一をはかるため、付箋があるものもその下に書かれている数値を採用した。比較すると田方では面積・石高ともに実集計の方が多く、畠方では面積は同じであるが、石高は記載数値の方が多い。このことから記載数値は付箋の数字を考慮せず、集計したものと言える。

(2)正保4年「竹下村田畠検地帳」(第1表-2)

本検地帳も寛永12年「田畠検地帳」と同様表紙を欠く。記載内容は史料四にあげた。まず田方について、一筆ごとに字名・田位・縦横の長さ・面積・名請人を順に書き、石高の記載はない。田方が終わったところで田方の面積集計をだし、上々・上・中・下・下々の田位別の面積を記す。この後畠方となり、田方と同じ記載・集計方式をとる。最後にこの検地は庄屋・百姓立合の下で行なったものであり、今後係争しない旨の文言が記される。そして、末尾から正保4年(1647)7月26日に竹下村庄屋十兵衛が高田市左衛門に提出したことがわかる。宛名の高田市左衛門は細川氏が熊本に入部した直後の寛永10年(1633)大分郡高田手永初代惣庄屋となり、⁷⁾ 万治元年(1658)まで2代にわたり惣庄屋を勤めている。⁸⁾ 竹下村は関手永であるから関手永惣庄屋に提出すべきと思われるが、なぜ高田手永惣庄屋あてとなっているのか不明である。熊本藩豊後領の地方支配組織は「鶴崎番代一郡代一各手永惣庄屋」と言われるが、⁹⁾ 正保段階ではまだ確定したものでなく整備中であり、

大分郡・海部郡については高田手永惣庄屋にある程度権限が集中していたのかもしれない。

田畠別と位別合計面積の右横には「元畝」、「元高」とある面積・石高の記載がある。この数値は寛永12年「田畠検地帳」の記載数値とほぼ一致する。ただ畠方についてはそのままではなく、下畠と下々畠の面積は記載数値から「砂入」とされた面積を引いたものとなっている。また、石高はすべて「」内の異筆の石高を基準とし、下畠と下々畠はそこからさらに「砂入」高を引いた数値が「元高」として本検地帳に記載されている。本検地帳作成にあたり、前段階の検地である寛永12年検地帳を参考にして記載された数値であるといえる。

(3)正保4年「竹下村田方検地帳」(第1表-3)

本検地帳の表紙には「鶴崎之内大佐井郷竹下村田方地 ならし 御帳」とある(史料一)。本来これを正式な資料名とすべきであるが、便宜上「田方検地帳」と呼ぶことにする。本検地帳はその名が示すように田方のみの検地帳で、記載内容は史料五のとおりである。一筆ごとに字名・田位・面積・石高・名請人を順に書き、すべての面積と石高の合計を記す。その後、田位別の面積・石高の合計と石盛を書いている。末尾に「正保四年八月十二日」とある。田位別と総合計面積は正保4年「田畠検地帳」の田方面積と一致している。この検地帳に記載された合計数値と実集計した数値を比較したのが第4表である。面積は両者一致するが、石高は実集計の方が少ない。大きな原因は下々田の石高である。本文中に一筆「同所(長ムク) 一下々田 七畝廿四歩 三斗四升四合 金左衛門」とある。下々田の石盛は反あたり8斗であるので7畝24歩の石高は6斗2升4合であるはずであるが、それが誤記されている。ところが検地帳記載の下々田合計石高はこの田が計算とおり6斗2升4合とした場合の石高と一致する。このことから検地帳記載の石高合計は一筆ごとに集計したのではなく、合計面積に石盛をかけて求めた数値であると言える。

(4)正保4年「竹下村畠方検地帳」(第1表-4)

表紙には「豊後大佐井郷内竹下村畠方地ならし□□」(史料二)とあるが、「竹下村畠方検地帳」と呼ぶ。記載内容は史料六のとおりである。畠方のみについて、一筆ごとに字名・畠位・面積・石高・名請人を順に記し、面積と石高の総計と畠位別の面積・石高の合計、石盛を書く。末尾にこの検地に異論を唱えない旨を記し日付と庄屋十兵衛の署判を加える。畠位別と総面積合計は正保4年「竹下村田畠検地帳」記載の畠方面積と一致する。検地帳に記載された合計数値と実集計を比較したのが第4表である。面積・石高ともに両者は一致する。

本検地帳には屋敷地の記載がないが、上々畠の欄に2反8畝、高2石8斗の「水夫居屋」の記載がある。ここにみえる「水夫」は熊本藩が高田・関両手永の村民に賦課してた「水夫役」のことであろう。熊本藩の「水夫役」には定水夫(1次要員)、助水夫(2次要員)があり、関手永全体で前者は493人、後者は205人があてられていた。この水夫役は、文化10年(1813)の『高田風土記』¹⁰⁾によれば、「年々御渡海其の外不時の御用に出る、又堤防の普請、山林竹木の剪り出し、宿駅等の役に出る」とあり本来的な参勤交代への出夫のほか普請等に徴用される課役であった。本検地帳にみえる「水夫居屋」2反8畝はこの水夫役を勤める村民の居屋敷合計と思われる。竹下村と同じ関手永大佐井郷北村の宝暦13年(1763)「海部郡関手永北村本方田畑引合見図御帳」¹¹⁾には屋敷畑に以下のような記載のある名請人が散見される。

同所 屋敷畑老枝
一畑 五畝三歩 三百三拾八番 太郎右衛門
内 上々二畝 水夫居屋敷
中三畝三歩

太郎右衛門が名請している屋敷畑5畝3歩のうち上々畑2畝は「水夫居屋敷」となっている。この「水夫居屋敷」は北村全体で4反あり、この「本方田畑引合見図御帳」の末尾近くで「上畑 四反 水夫居屋敷御免地引」と記載されている。このことから、水夫役を勤める役家は固定しており、彼らが名請ける屋敷地の一部が

「水夫居屋敷」として年貢が免除されていたといえる。本検地帳の「水夫居屋」もこれと同様に水夫役を勤めるために年貢免除となる居屋敷地分という意味であろう。

3. 検地帳作成の意図

これまで述べてきた竹下村の検地帳は寛永12年と正保4年のものである。では、なぜこの時に検地帳が作成されたのであろうか。

寛永9年加藤氏の跡を受け熊本に入部した細川忠利は翌年領内の村ごとに「人畜改帳」¹²⁾を作成し、と同時に「地撫帳」の作成に着手している。¹³⁾そして、寛永11年11月8日幕府老中永井尚政と内藤忠重に「肥後国并豊後之内郷帳」(以下寛永郷帳と略記)を差し出した。¹⁴⁾この細川氏による初期藩政の中で、寛永12年の竹下村検地帳の位置付けをどう考えたらいいであろうか。花岡興輝氏によれば、寛永地撫帳の作成は、寛永10年4月に通達され、11ヵ年を費やしてようやく寛永20年に完成。しかもそれは領内全般に実施されたものではなかったという。¹⁵⁾調査不足のため肥後国内で作成されたこの寛永地撫帳は確認しておらずどのような内容をもつものかわからないが、寛永12年2月13日の日付をもつ竹下村検地帳は熊本藩の「地撫」通達を受けて作成されたのではなかろうか。先に指摘したように本検地帳には表紙がない。この散逸した表紙には「豊後国海部郡竹下地撫帳」とあったかもしれない。肥後国内の寛永地撫帳との比較をする必要がある。

では、正保4年検地帳はどう位置付けられるであろうか。この正保4年検地帳3冊はそれぞれ末尾に書かれた日付により、7月にまず石高記載のない「田畠検地帳」が提出され、8月に石高が記載された「田方検地帳」と「畠方検地帳」が別に作られ、提出されたと言える。「田方検地帳」は日付のみで、差出者名・誓約文言がない。「畠方検地帳」は誓約文言・日付・差出者名はあるものの宛名はない。しかし、作成の経緯からすると、両検地帳は一体であるため

「田方検地帳」には日付のみ書き、「畠方検地帳」に誓約文言と差出者の署判を加えたのであろう。宛名を欠くが、形式からみて「田畠検地帳」と同じく、高田手永惣庄屋の高田市左衛門に提出されたと考えられる。

これら3冊の検地帳が作成された正保4年には「豊後国郷帳」（以下正保郷帳と略記する）が幕府に提出された。同帳の奥書によれば、それは正保4年3月21日となっている。¹⁰⁸ 同年に作られた3冊の竹下村検地帳もこの「豊後国郷帳」作成過程で作られたのではないかと考えられる。ただ、検地帳の日付は郷帳が提出された後の7月と8月であり、矛盾する。これは熊本藩の寛永地撫帳作成過程を参考にすると、次のように考えられるのではなかろうか。

国別に村高を記載した郷帳作成を幕府が命じたのは正保元年（1644）、完成したのが明暦年間（1655-58）であった。幕府の命を受け、各藩では村高確認の調査を実施したであろう。では、問題の熊本藩がどのような調査を行なったか、実は不明である。先に述べたように、熊本藩では、寛永11年（1634）幕府に藩領内の村高を記載した郷帳を提出する直前の同10年地撫帳の作成に着手し、これが完成したのは寛永20年であった。つまり、地撫に着手しながらも、完成を待たずに郷帳を作り、幕府へ提出したのである。正保郷帳のために熊本藩が地撫帳作成を命じた確証はない。ただ、正保4年竹下村田方・畠方両検地帳表紙には「地ならし御帳」とある。この点を重要視すれば、熊本藩では正保郷帳作成に際し改めて藩領内の地撫を命じた。しかし、豊後国については地撫が終わる以前に郷帳が調進され、その後に竹下村の地撫帳が提出されたのであり、その村方が3冊の本検地帳である、とも考えられる。

4. 竹下村の村高と石盛

本項では、竹下村の村高変遷と両検地の石盛について考察する。その際、寛永・正保の検地によって確認された村高については、検地帳記

載の集計数値と実集計数値が異なるが、検地帳記載数値を基準に論を進める。

公式な郷帳等に見える竹下村の村高は第2表で見たように幕末まで211石3斗8升3合で変わらず、天保郷帳で若干増加している程度である。ところが、寛永検地帳と正保検地帳で集計された村高は第5表にまとめたように、193石余りと公式な村高よりも約17石ほど少ないのである。なぜ、公式な村高と検地の村高に差があるのだろうか。検地の村高が多いのであれば打ち出し分として理解できるが、この場合少ないのであり、大きな疑問である。

では、郷帳等に記載された公式な村高はどのように決定されたのであろうか。熊本藩の場合寛永郷帳の内、肥後国内の村高は加藤清正が実施した慶長9年（1604）の検地帳村高に基づくものだという。¹⁰⁹ 豊後でも同様に検地が行なわれているので、¹¹⁰ 豊後の村高もこの検地で把握された高を踏襲したと考えられる。次に正保郷帳の場合であるが、その基準は明確でない。寛永郷帳と比較すると唯一海部郡上野村を除き、両者の村高は一致しており、正保郷帳村高は寛永郷帳村高を継承したと考えられる。

竹下村の場合も慶長9年の検地により村高が221.383石と確定し、これが寛永郷帳と正保郷帳に受け継がれたのであろう。しかし、本村の場合、寛永郷帳が作成された翌年の検地により村高は193.957石と減少しているのに、正保郷帳では寛永郷帳のままの村高となっているわけである。さらに、正保4年「田畠検地帳」の田畠別面積合計の右に注書きされた「元高」はほぼ寛永12年「田畠検地帳」記載の石高と一致している。このことは、村方では村高をあくまで寛永12年の検地帳を基準に193石余りと捉えていたことを示している。

藩が公称していた村高と村方が基準としていた検地による村高が大きく異なる場合、実際の村方支配、特に年貢の賦課において、どちらの村高を基準とするのかが、藩と村方において最大の問題となったであろう。竹下村の年貢免

状や年貢皆済目録などは残っておらず、どちらの村高が年貢賦課の基準となったのかはわからない。そこで、同じ熊本藩領である高田手永の場合の村高と年貢についてみてみたい。第6表は高田手永の各村について寛永郷帳・正保郷帳の村高と文化10年（1813）に成立した『高田風土記』の村高を比較したものである。すべての村で両郷帳の村高は同一であるが、『高田風土記』の村高は変化しており、うち6ヵ村で減少している（表中▼）。『高田風土記』にはこの村高の他「田畑賦税」の項目で田畑面積、村高、年貢高、年貢率の記載がある。例えば、郷帳村高より減少している寺司村では「畑■九町貳畝余、高百壺石七斗余、物成六拾石六斗余、免ハ五ツ九分余」とある。年貢率から考えて、年貢を決定する基準は『風土記』に記載された村高であることは明らかである。このことから、江戸時代後期の熊本藩では、年貢は郷帳記載の公式な村高ではなく、別に把握されていた村高をたとえそれが減少していても、基準にしていたと言えよう。この高田手永の事例から竹下村も同様であったと推測するには、年代の差もあり飛躍しすぎるかもしれない。江戸時代をつうじ熊本藩が租税政策においてどの村高を基準にしていたかを確認しなければならない。ただ、少なくとも豊後国内では、郷帳記載の村高が実際の村方支配にはあまり意味をもっていないことは指摘できよう。

次に村高を決定する最大の要素である石盛について触れておこう。第7表が寛永・正保両検地の石盛をまとめたものである。正保検地の石盛は田方・畠方両検地帳記載高であるが、寛永度の検地帳には石盛の記載がないため、計算して求めた。

寛永・正保の両検地とも田畠位は上々・上・中・下・下々の5段階となっている。寛永検地の田方は上々田1石5斗に始まり下田までは2斗下がり、下々田のみ8斗2升1合と端数がある。一方、畠方は上々畠と上畠は1石1斗、1石と1斗下がりであるが、中畠で8斗2升と

なり、下畠はその2斗さがり、下々畠で5斗1升2合となっている。この石盛が熊本藩全体で行なわれた寛永の地撫に共通のものであるかは確認していない。加藤清正が慶長8、9年頃に実施した豊後国内熊本藩領の検地石盛での位付けは田畑とも上中下の3段階で、第8表のようにになっている。¹¹¹ この加藤氏の石盛と細川氏が新藩主となった直後の竹下村寛永検地の石盛を比較すると、位付けが5段階となり、田方石盛が2斗下がりであるなど、細川氏の独自性が読み取れる。

つぎに正保検地の石盛であるが、一見してわかるように単位が「合」にとどまらず「勺才」まである石盛となっている。これは、村高を寛永検地で把握された193石余りに近づけるための操作の結果ではないか、と考えられる。第5表で示したように、竹下村の田畠面積は正保検地で増加しているにもかかわらず、村高は減少している。田畠別にみると、田方では正保検地で面積が5畝28歩増で、石高は132石2斗8合と変化なく、畠方では2反1畝25歩増で、石高は2斗6升減となっている。畠方石高が減少となっているが、正保検地の畠方61石4斗8升9合は正保4年「田畠検地帳」の畠方面積の右に注書きされた「元高」と一致している。この「元高」は、先に述べたように（第2項(2)）寛永11年「田畠検地帳」記載の「」内の異筆の石高を基準とし、そこから「砂入」高を引いた高で、村方で実際耕作可能としていた高といえる。つまり、正保検地では面積が2反以上も増加しているのに、石高は寛永検地村高を基準に耕作可能と把握された石高と一致しているのである。このことは、村方では寛永検地の村高が基準であり、新たな検地で面積が増加しても、石高はそれに合わせなければならないと認識していたと考えられる。そして、その操作一数字合わせのために、田畠各位別の石盛に「勺才」の単位を使用せざるを得なかったのであろう。

5. 竹下村の階層構成と屋敷地

本項では寛永・正保検地帳にみえる名請人と階層構成、屋敷地について触れてみたい。寛永11年「田畠検地帳」にみえる名請人は第9表のように全部で27人である。名前に注目すると「…衛門尉」と中世の土豪に系譜を持つような名前がある。名前だけからはその人物の系譜はたどれないが、検地が実施された寛永年間という時代を感じることはできよう。持高をみると、最高は21石2斗7升8合の新介で、最下位はわずか1斗5升3合の又市である。彼ら27人を持高により6階層に分けたのが第10表である。上位層の10石以上持っている村民が5人で彼らの持高合計だけで村高の約43.1%を占めている。中間層にあたるⅢ・Ⅳ層は計14人で村高比約46.3%となっている。持高だけでは経営が成り立たない4石未満の下位層が8人で村高比は約10.6%である。江戸時代前期における大分市内の村々の村民構成は、数少ない上層村民が村高の半数近くを保有する一方、下位層の村民が全名請人の半数近くを占めることが指摘されている。²⁰ 竹下村の寛永時の村民構成は、前者は共通するもの、下位層の人数は全名請人比約29.6%とそれほど集中してない。名請人比51.5%の中間層が村高比約46.3%を持っているという中間層の厚さが特徴として指摘できる。さて寛永検地帳でいわゆる分付記載があるは以下の1例のみである。

善右衛門

一中田 八畝七歩 九斗五合 伊兵衛
伊兵衛は第9表にみるように持高村内第2位である。一方、分付主の善右衛門は寛永検地帳にはその名が見られない。一般に分付記載は本家と分家、隸属主と隸属農民の関係を表示するといわれている。伊兵衛が名請けしている25筆のうち分付記載があるのは上記の1筆のみであり持高からこの9斗5合を引いても村内第2位であることはかわらない。このような伊兵衛と検地帳によるかぎり竹下村に土地を名請けしていない善右衛門がどのような関係から分付された

のかは不明とせざるをえない。

つぎに、正保4年田方・畠方検地帳の名請人について第11・12表からみてみよう。名請人は約22石の弥五兵衛から1斗4合のみの清三郎まで40人で、寛永検地の27人より約1.5倍増加している。階層構成をみると、全名請人の1割にも満たない4人の上層村民が村高の33.8%を占め、占有率は寛永検地よりも落ちたものの、少ない上層村民が多くの高を保有するという状況に変化はない。しかし、4石未満の下層民は20人、率にして48.8%と寛永検地よりも急激に増加している。数字的には増加した名請人はほとんどがこの下位層に属していると考えられる。とするならば、寛永検地から正保検地への名請人の増加と下位層への集中度アップは、分家や隸属村民の独立により少ない持高の村民が誕生した結果、生じた現象ではなかろうか。

正保4年検地では田方・畠方ともに分付記載が散見される（例えば、史料六2筆目）。両検地帳に分付記載された名請け人は第13表のとおり4人である。十兵衛は持高村内第2位で、庄屋である。彼の全名請地のうち約30%に分付記載があり、高は41%以上にのぼる。分付主の内4筆にみえる「伊兵衛」のみが寛永検地帳にその名が見え、他の4人は寛永・正保両検地帳には登場しない。次の作左衛門は持高第3位で31筆のうち2筆のみ「八左衛門」との分付記載がある。九郎兵衛は持高村内第8位、名請け地の約64%、高比率約53%が分付記載であり、分付主の「万介」は寛永検地帳、「作兵衛」は正保検地帳にみえる。最後の加右衛門は持高村内第33位、2筆のうち1筆が分付記載で、分付主は正保検地帳にみえる、村内第15位の「市郎右衛門」である。このように、加右衛門を除き、分付記載がある名請人は上層村民という特徴が指摘できる。特に庄屋十兵衛に多くの分付記載があるということは、本検地帳の分付記載が、普通指摘される分付主との隸属関係を示すとの性格ではないのではないかと考えられる。十兵衛の分付主である伊兵衛は寛永検地帳で村内第2

位であり、両者の分付は親子による相続形態を示しているのかもしれない。九郎兵衛と分付記載のほとんどを占める万介との関係も同じことが言えよう。しかしながら、分付主が正保検地帳にみえる名請人や寛永・正保両検地帳に登場しない（竹下村民ではない）場合もあり、それぞれの関係から分付記載となったかは不明とせざるをえない。

最後に、屋敷地について触れておきたい。寛永正保両検地帳には明確な土地種別としての屋敷地の記載はない。ただ、畠方の字名部分に「屋敷」、「居屋敷」と出てくる。両検地帳に「屋敷」、「居屋敷」とされた畠をまとめたのが第14・15表である。いずれも、上々畠から下畠まで（寛永検地帳の「居屋敷」は下々畠まで）あり、また、その多さからすべてが土地種別としての屋敷地とはとうてい考えられない。かといって、「屋敷」「居屋敷」がたんなる字名とも言い切れない。というのも正保畠方検地帳には上々畠の内として、水夫役を勤めるかわりに認められる年貢免除地として2反8畝、高2石8斗の「水夫居屋」の記載がある（史料六）。このことは上々畠に屋敷地が含まれていることを示している。そこで、正保畠方検地帳で上々畠の「屋敷」を名請けしている者をまとめると第16表のようになる。第1位から28位までほとんどの村民が上々畠の「屋敷」を名請けしており上層民は複数を名請けしているという傾向が指摘できる。これは、当時の村に一般的な傾向であり、正保検地帳の場合、「屋敷」畠のうち上々畠が土地種別としての屋敷地を意味しているとも考えられる。しかし、上畠以下の「屋敷」畠が何を意味するのかわからず、正確なところは不明とせざるをえない。また、寛永検地帳では「屋敷」「居屋敷」のいずれが屋敷地を含むのか、両方の上々畠に屋敷地が含まれるのかわからず、村民の屋敷地名請け状況を明らかにするのは困難である。

おわりに

以上5項にわたり、熊本藩領竹下村の寛永12年と正保4年の検地帳の紹介を兼ね、若干の考察を加えてきた。述べてきたように、調査不足の為、肝心な問題はほとんど不明とせざるをえなかった。いずれの問題も、この検地帳を分析するだけでは解明できず、細川熊本藩、特に肥後本国での検地のあり方を検討しなければならない。そこまで視野が及ばなかったのは筆者の怠慢と力不足のなにものでもなく、今後の課題としたい。

付 記

本稿作成にあたり、大分大学教授豊田寛三氏より多くのご教示をえた。この場を借りてお礼申し上げます。

- 註(1) 『大日本近世史料 肥後藩人畜改帳』(5)
(2) 『大分県史近世史料叢書』(一)(昭和55年)
(3) 註(2)＝同ジ
(4) 『大分県地方史料叢書(二) 豊後国郷帳』(昭和49年)
(5) 佐藤晃洋「長州戦争における村落の動向－肥後藩豊後国関手永を中心として－」
(『瀬戸内海地域史研究』(1))
(6) 大分県立図書館蔵
(7) 『大分県史』近世篇 「熊本藩領」(昭和63年)
(8) 『肥後讀史總覧』上(昭和58年)
(9) 註(7)＝同ジ
(10) 『大分県地方史料叢書(一) 豊後国村明細帳(九)』
(昭和57年)
(11) 「藤沢収家文書」
(12) 『大日本近世史料 肥後藩人畜改帳』(1)～(5)
(13) 花岡光輝「肥後ノ検地帳-特にその成立について」
(『熊本史学』第29号)
(14) 註(1)＝同ジ
(15) 註(13)＝同ジ
(16) 註(4)＝同ジ
(17) 註(13)＝同ジ
(18) 註(7)＝同ジ
(19) 註(7)＝同ジ
(20) 『大分市史』中巻(昭和62年)

第 1 表 竹 下 村 検 地 帳 一 覧

	資 料 名	年 代	法量(縦×横)	丁数	備 考
1	竹下村田畠検地帳	寛永12年 (1635) 2月13日	31.3 × 22.3 cm	35丁	表紙欠
2	竹下村田畠検地帳	正保4年 (1647) 7月26日	30.2 × 21.9 cm	51丁	表紙欠、面積のみ
3	竹下村田方検地帳	正保4年 (1647) 8月12日	34.4 × 21.4 cm	25丁	
4	竹下村畠方検地帳	正保4年 (1647) 8月12日	34.5 × 21.4 cm	21丁	
5	竹下村田高差引願	寛文2年 (1662) 正月21日	26.4 × 21.4 cm	2枚	前欠

第 2 表 郷 帳 記 載 の 村 高 変 遷

寛永11年 (1634) 熊本藩豊後国郷帳	正保4年 (1647) 豊 後 国 郷 帳	寛文4年 (1664) 熊本藩豊後国郷帳	元禄14年 (1701) 豊 後 国 郷 帳	天保5年 (1834) 豊 後 国 郷 帳
2 1 1 . 3 8 3 石	2 1 1 . 3 8 3 石	2 1 1 . 3 8 3 石	2 1 1 . 3 8 3 石	2 1 1 . 8 8 2 石

第3表 竹下村 寛永検地帳田別集計

田 位	実 計		検 地 帳 記 載	
	面 積	石 高	面 積	石 高
上々田	1反7畝21歩	2石6斗5升5合	1反7畝21歩	2石6斗5升5合
上田	1町5反3畝17歩	19石9斗5升9合	1町5反3畝17歩	19石9斗6升4合
中田	5町8反3畝2歩	64石1斗2升3合	5町8反2畝28歩	64石1斗2升3合
下田	2町9反4畝13歩	26石4斗7升合	2町9反4畝9歩	26石4斗8升7合
下々田	2町3反1畝26歩	19石0斗1升7合	2町3反1畝5歩	18石9斗8升
田方計	12町8反19歩	132石2斗2升4合	12町7反9畝20歩	132石2斗0升8合
上々畠	9反6畝19歩	10石6斗2升9合	9反6畝19歩	10石6斗3升
上畠	2町3反3畝21歩	23石3斗6合	2町3反3畝21歩	23石3斗7升
中畠	2町1畝5歩	16石2斗3升7合	2町1畝5歩	16石4斗9升
下畠	1町1反9畝	7石4升3合	1町1反9畝	7石3斗7升7合
下々畠	7反5畝29歩	3石8斗4升4合	7反5畝29歩	3石8斗8升2合
畠方計	7町2反6畝14歩	61石0斗5升9合	7町2反6畝14歩	61石7斗4升9合
田畠計	20町7畝3歩	193石2斗8升3合	20町6畝2歩	193石9斗5升7合

第 4 表 竹 下 村 正 保 検 地 帳 田 別 集 計

田 位	実 計		検 地 帳 記 載	
	面 積	石 高	面 積	石 高
上々田	1反8畝	2石7斗1升7合	1反8畝	2石7斗1升7合
上田	1町6反4畝24歩	21石4斗4升	1町6反4畝24歩	21石4斗4升合
中田	5町7反5畝12歩	62石7斗1升9合	5町7反5畝12歩	62石7斗1升9合
下田	3町21歩	27石1斗9升6合	3町21歩	27石1斗9升6合
下々田	2町2反6畝21歩	17石8斗5升6合	2町2反6畝21歩	18石1斗3升6合
田方計	12町8反5畝18歩	131石9斗2升8合	12町8反5畝18歩	132石2斗0升8合
上々畠	1町2畝12歩	10石2斗4升合	1町2畝12歩	10石2斗4升
上畠	2町3反5畝27歩	22石0斗5升7合	2町3反5畝27歩	22石斗5升7合
中畠	1町9反5畝9歩	15石5斗2升6合	1町9反5畝9歩	15石5斗2升6合
下畠	1町2反2畝18歩	8石4斗5升3合	1町2反2畝18歩	8石4斗5升3合
下々畠	9反2畝3歩	5石2斗1升3合	9反2畝3歩	5石2斗1升3合
畠方計	7町4反8畝9歩	61石4斗8升9合	7町4反8畝9歩	61石4斗8升9合
田畠計	20町3反3畝27歩	193石4斗1升7合	20町3反3畝27歩	193石6斗9升7合

第 5 表 竹 下 村 寛 永 ・ 正 保 検 地 石 高 比 較

田 位	寛永検地帳記載		正保検地帳記載	
	面 積	石 高	面 積	石 高
上々田	1反7畝21歩	2石6斗5升5合	1反8畝	2石7斗1升7合
上田	1町5反3畝17歩	19石9斗5升9合	1町6反4畝24歩	21石4斗4升合
中田	5町8反2畝28歩	64石1斗2升3合	5町7反5畝12歩	62石7斗1升9合
下田	2町9反4畝9歩	26石4斗8升7合	3町21歩	27石1斗9升6合
下々田	2町3反1畝5歩	18石9斗8升	2町2反6畝21歩	18石1斗3升6合
田方計	12町7反9畝20歩	132石2斗0升8合	12町8反5畝18歩	132石2斗0升8合
上々畠	9反6畝19歩	10石6斗3升	1町2畝12歩	10石2斗4升
上畠	2町3反3畝21歩	23石3斗7升	2町3反5畝27歩	22石斗5升7合
中畠	2町1畝5歩	16石4斗9升	1町9反5畝9歩	15石5斗2升6合
下畠	1町1反9畝	7石3斗7升7合	1町2反2畝18歩	8石4斗5升3合
下々畠	7反5畝29歩	3石8斗8升2合	9反2畝3歩	5石2斗1升3合
畠方計	7町2反6畝14歩	61石7斗4升9合	7町4反8畝9歩	61石4斗8升9合
田畠計	20町6畝2歩	193石9斗5升7合	20町3反3畝27歩	193石6斗9升7合

第6表 高田手永各村の村高 単位:石

村 名	寛永郷帳	正保郷帳	高田風土記
鶴崎村	263.506	263.506	303.2余
国宗村	178.440	178.440	332.7余
寺司村	108.841	108.841	▼101.7余
小中島村	121.303	121.303	▼107.4余
志迫村	297.700	297.700	361.余
鶴堂村	239.103	239.103	301.1余
鶴堂村	233.770	233.770	▼221.2余
園行村	129.022	129.022	134.7余
堂行村	241.699	241.699	▼191.7余
関門村	228.110	228.110	250.0余
南村	140.340	140.340	153.1余
下徳丸村	346.639	346.639	371.6余
上徳丸村	473.329	473.329	492.5余
鶴瀬河瀬村	173.150	173.150	196.4余
門前村	174.005	174.005	251.6余
竹中村	470.622	470.622	▼352.8余
冬田村	274.495	274.495	345.2余
岩上村	118.435	118.435	317.1余
伊予床村	171.681	171.681	▼150.8余
高城村	120.327	120.327	131.1余
中野村	113.860	113.860	144.9余
中無礼村	109.374	109.374	240.1余
弓立村	150.052	150.052	231.4余

註)「高田風土記」中の枝村は本村に含む

第 7 表 竹 下 村 寛 永 ・ 正 保 度 検 地 石 盛

田 位	寛永検地	正保検地
上々田	1石5斗	1石5斗 9合4勺4才
上田	1石3斗	1石3斗 1合
中田	1石1斗	1石 9升
下田	9斗	9斗 4合4勺2才
下々田	8斗2升1合	8斗
上々畠	1石1斗	1石
上畠	1石	9斗3升5合
中畠	8斗2升	7斗9升5合
下畠	6斗2升	6斗8升9合5勺
下々畠	5斗1升2合	5斗6升6合

第 8 表 熊 本 藩 慶 長 検 地 石 盛

種 別	上	中	下
田 方	1.3石	1.2石	1.1石
畑 方	0.8	0.7	0.5
山 畑	0.34	0.25	0.15

『大分県史』近世篇Ⅲによる

第 9 表 竹 下 村 寛 永 検 地 帳 名 請 人 一 覧

番号	名請人	筆数	持 高 石斗升合	田 高 石斗升合	畠 高 石斗升合	田畠面積 町反畝歩	田面積 町反畝歩	畠面積 町反畝歩
1	新 介	43	21.278	16.468	4.81	22.5,26	15.8,21	6.7, 5
2	伊兵衛	25	17.66	13.157	4.503	18.3, 8	12.7,25	5.5,13
3	吉左衛門尉	25	16.231	8.297	7.934	17.3,24	8.3,10	9.0,14
4	久左衛門尉	28	15.955	12.427	3.528	15.1,29	10.8,19	4.3,10
5	又左衛門尉	24	12.157	7.363	4.794	13.0, 5	7.3,19	5.6,16
6	五郎作	20	8.839	6.485	2.354	9.1,25	6.3,11	2.8,14
7	喜左衛門尉	15	8.578	6.431	2.147	8.4,18	5.9,15	2.5, 3
8	茂 作	17	7.357	5.455	1.902	8.6, 1	5.9,22	2.6, 9
9	次郎兵衛	10	6.504	4.452	2.052	6.2,20	4.0,11	2.2, 9
10	太兵衛	10	6.457	4.782	1.675	6.9	4.9,14	1.9,16
11	万 介	16	6.454	2.82	3.634	6.8,18	2.9, 9	3.9, 9
12	九郎兵衛	10	6.407	4.629	1.778	6.3,15	4.2,26	2.0,19
13	弥兵衛	10	6.107	4.632	1.475	5.5,27	3.9,18	1.6, 9
14	吉兵衛	11	6.028	3.68	2.348	6.1,11	3.5,29	2.5,12
15	助右衛門尉	11	5.977	4.232	1.745	6.1	4.0,22	2.0, 8
16	清兵衛	12	5.545	3.415	2.13	6.0	3.4,10	2.5,20
17	孫右衛門尉	15	5.312	3.543	1.769	5.8,27	3.6	2.2,27
18	与三兵衛	16	4.95	3.415	1.535	5.1,15	3.2,25	1.8,20
19	彦 七	10	4.863	3.669	1.194	4.9,13	3.5, 9	1.4, 4
20	孫兵衛	11	3.7	2.077	1.623	4.2,20	2.2, 3	2.0,17
21	又右衛門尉	7	3.558	2.088	1.47	3.7	2.0,25	1.6, 5
22	吉右衛門尉	9	3.49	2.027	1.463	3.4,12	1.8, 7	1.6, 5
23	久三郎	7	3.152	2.059	1.093	3.2,18	2.1,22	1.0,26
24	久兵衛	8	2.56	1.519	1.041	3.0,15	1.7,11	1.3, 4
25	惣 吉	2	2.181	2.181	0	1.9, 2	1.9, 2	0
26	平兵衛	4	1.83	0.768	1.062	1.9,18	7,28	1.1,20
27	又 市	1	0.153	0.153	0	1,26	1,26	0

第11表 竹下村 正保検地帳名請人一覧

番号	名請人	筆数	持 高 石 斗升合	田 高 石 斗升合	畠 高 石 斗升合	田畠面積 町反 畝 歩	田面積 町反 畝 歩	畠面積 町反 畝 歩
1	弥五兵衛	62	22.062	16.337	5.725	23.3,24	15.7,24	7.6
2	十兵衛	33	16.912	12.521	4.391	17.9,15	12.2,15	5.7
3	作左衛門	31	15.679	8.239	7.44	17.2, 3	8.3,24	8.8, 9
4	新右衛門	27	10.732	6.003	4.729	11.6,21	5.8, 6	5.8,15
5	作兵衛	20	9.600	7.072	2.528	9.7,21	6.8	2.9,21
6	半右衛門	24	8.731	6.521	2.21	9.0,27	6.4, 6	2.6,21
7	善右衛門	15	6.728	3.308	3.69	7.1	2.9,15	4.1,15
8	九郎兵衛	14	6.632	4.85	1.782	6.6,21	4.5,12	2.1, 9
9	弥右衛門	18	6.413	4.385	2.028	6.3, 9	3.7,21	2.5,18
10	六兵衛	14	6.303	4.222	2.081	6.1	3.7, 9	2.3,21
11	太兵衛	11	6.149	4.575	1.574	6.6,12	4.7,15	1.8,27
12	惣兵衛	13	5.913	3.622	2.291	6.1,18	3.5, 9	2.6, 9
13	右衛門	12	5.858	4.201	1.657	5.9,24	4.0	1.9,24
14	庄左衛門	15	5.722	4.232	1.49	5.8, 3	4.0,12	1.7,21
15	市郎右衛門	13	5.666	4.257	1.409	5.5,12	3.7,27	1.7,15
16	源兵衛	21	5.079	3.644	1.435	5.2,21	3.5,24	1.6,27
17	次右衛門	9	4.676	3.52	1.156	4.7, 9	3.3,24	1.3,15
18	二郎作	15	4.633	2.985	1.648	4.9	2.7,27	2.1, 3
19	清兵衛	13	4.587	2.692	1.895	4.8	2.5,18	2.2,12
20	平右衛門	15	4.065	2.518	1.547	4.9,24	2.8, 9	2.1,15
21	吉右衛門	11	3.932	2.49	1.442	4.0,15	2.3,21	1.6,24
22	又右衛門	11	3.807	2.311	1.496	4.0, 9	2.3, 3	1.7, 6
23	久 介	5	3.364	2.510	854	2.8,21	1.9, 3	9,18
24	孫兵衛	10	2.904	1.881	1.023	3.1, 9	1.9,24	1.1,15
25	清右衛門	10	2.879	2.379	5	3.1,24	2.5, 9	6,15
26	市兵衛	8	2.406	1.376	1.03	2.8,21	1.5,18	1.3, 3
27	孫左衛門	7	2.24	1.112	1.128	2.2,21	1.0, 6	1.2,15
28	平兵衛	5	1.955	1.052	903	2.2,12	1.1, 9	1.1, 3
29	喜左衛門	1	1.591	1.591	0	1.4,18	1.4,18	0
30	彦左衛門	3	1.125	1.125	0	1.1,18	1.1,18	0
31	吉兵衛	3	1.112	1.112	0	1.3,27	1.3,27	0
32	加右衛門	2	1.098	1.098	0	8,24	8,24	0
33	新左衛門	5	928	521	407	1.0, 3	4	6, 3
34	伝兵衛	3	608	608	0	7,18	7,18	0
35	金左衛門	2	424	424	0	8,24	8,24	0
36	多兵衛	1	304	304	0	3,24	3,24	0
37	安左衛門	1	216	216	0	2,21	2,21	0
38	長右衛門	1	160	160	0	2	2	0
39	二郎右衛門	1	120	120	0	1,15	1,15	0
40	清三郎	1	104	104	0	1, 9	1, 9	0

名 請 人	全 筆数	分付 筆数	全 持 高 石 斗升合	分 付 高 石 斗升合	分 付 主 () は筆数
十兵衛	33	10	16.912	7.043	☆伊兵衛 (4) 卯右衛門 (1) 各左衛門 (1) 勘左衛門 (3) 善兵衛 (1)
作左衛門	31	2	15.679	0.507	八左衛門 (2)
九郎兵衛	14	9	6.632	3.514	★作兵衛 (1) ☆万介 (8)
加右衛門	2	1	1.098	0.239	★市郎右衛門 (1)

第16表 正保4年「畠方検地帳」上々畠「屋敷名請状況」

番号	名 請 人	筆数	面 積 畝 歩	石 高 石	番号	名 請 人	筆数	面 積 畝 歩	石 高 石
1	弥五兵衛	3	7.17	0.76	21	吉右兵衛	1	2, 6	0.22
2	十兵衛	2	6.27	0.69	22	又右衛門	0	0	0
3	作左衛門	4	8, 6	0.82	23	久 介	1	2,21	0.27
4	新右衛門	3	6.12	0.64	24	孫兵衛	0	0	0
5	作兵衛	2	6.12	0.64	25	清右衛門	1	2,15	0.25
6	半右衛門	1	2, 9	0.23	26	市兵衛	1	3,18	0.36
7	善右衛門	3	5,24	0.58	27	孫左衛門	0	0	0
8	九郎兵衛	0	0	0	28	平兵衛	1	1	0.1
9	弥右衛門	2	2,15	0.25	29	喜左衛門	0	0	0
10	六兵衛	1	4,18	0.46	30	彦左衛門	0	0	0
11	太兵衛	0	0	0	31	吉兵衛	0	0	0
12	惣兵衛	1	2, 9	0.23	32	加右衛門	0	0	0
13	藤右衛門	1	2, 9	0.23	33	新左衛門	0	0	0
14	庄左衛門	0	0	0	34	伝兵衛	0	0	0
15	市郎右衛門	2	3,18	0.39	35	金左衛門	0	0	0
16	源兵衛	1	2,21	0.27	36	多兵衛	0	0	0
17	次右衛門	0	0	0	37	安左衛門	0	0	0
18	二郎作	1	2,21	0.27	38	長右衛門	0	0	0
19	清兵衛	1	2,24	0.28	39	二郎右衛門	0	0	0
20	平右衛門	1	2,15	0.25	40	清三郎	0	0	0

竹下村「正保四年田方検地帳」表紙

正保四年

「豊後国海部郡」
鶴崎之内大佐井郷竹下村田方地ならし御帳

八月十二日

十兵衛
力

竹下村「正保四年畠方検地帳」表紙

正保四年

豊後国大佐井郷内竹下村畠方地ならし ☐ ☐

八月十二日

十兵衛
力

下々田 同所	七畝廿壹歩	六斗三升貳合	喜左衛門尉
一下々田	八畝三歩	六斗六升五合	清兵衛
同所	壹反五畝廿貳歩	壹石四斗壹升六合	茂作
一下田	壹反四畝廿六歩	壹石六斗三升五合	惣吉
一中田 まつのもと	壹反廿貳歩	九斗六升六合	吉左衛門尉
同所	七畝五歩	六斗四升五合	久左衛門尉
一下田			
同所			
以上			
上々田	壹反七畝廿壹歩		
合	分米貳石六斗五升五合		
上田	壹町五反三畝拾七歩		
合	分米拾九石九斗六升四合		
中田	五町八反貳畝廿八歩		
合	分米六拾四石壹斗貳升三合		
下田	貳町九反四畝九歩		
合	分米貳拾六石四斗八升七合		
下々田	貳町三反壹畝五歩		
合	分米拾八石九斗八升		
当竿合	拾貳町七反九畝廿歩		
合	分米百三拾貳石貳斗八合		
屋敷			
一上々畠	六畝八歩	六斗八升九合	伊兵衛

一上畠	壹反壹畝拾七步	同	壹石壹斗五升六合	同人
一下畠	八畝貳步	同	五斗九升七合	同人
屋敷	五畝貳步	新介	五斗五升七合	
一上々畠	同		同	
一上畠	壹反貳畝拾貳步	同	壹石貳斗四升	同人
(中略)				
上々畠	合九反六畝拾九步		「九石六斗六升三合」	
	分米拾石六斗三升			
上畠	合貳町三反三畝廿壹步		「貳拾壹石九斗六升八合」	
	分米貳拾三石三斗七升			
中畠	合貳町壹畝五步		「拾六石八斗九升八合」	
	分米拾六石四斗九升			
下畠	合壹町壹反九畝		「八石八斗六合」	
	「内貳畝二步水畝」		「内貳升四合砂」	
	分米七石三斗七升七合			
下々畠	合七反五畝廿九步		「四石四斗壹升四合」	
	「内四畝二步水畝」		「内貳斗三升六合砂」	
	分米三石八斗八升貳合			
当竿合	七町貳反六畝拾四步			
	分米六拾壹石七斗四升九合			
田畠合	貳拾町六畝貳步			
	分米合百九拾三石九斗五升七合			
寛永拾貳年 二月十三日				

註「」内は異筆

正保四年八月十二日	下々田 貳町貳反六畝廿壹步 分米拾八石壹斗三升六合 石付八斗宛	下田 貳拾七石壹斗九升六合 石付九斗四合四勺貳才宛	中田 五町七反五畝拾貳步 分米 六拾貳石七斗壹升九合 石付壹石卅宛	上田 壹町六反四畝廿四步 分米 貳拾壹石四斗四升 石付壹石卅壹合宛	上々田 壹反八畝 分米 貳石七斗壹升七合 石付壹石五斗九合四勺四才宛	内	当竿合 拾貳町八反五畝拾八步 百三拾貳石貳斗八合	（中略）	同所 七畝 五斗六升 作兵衛	同所 一々田 七畝十五步 六斗 同人	同所 一々田 壹反五畝廿壹步 壹石四斗貳升 平右衛門	松ノ元 一中田 壹反四畝拾八步 壹石五斗九升壹合 喜左衛門	同所 一々田 九畝拾貳步 八斗五升 作左衛門	同所 一々田 七畝六步 六斗五升三合 市郎右衛門
------------------	--	--	--	--	---	----------	---	-------------	-----------------------------------	---	---	--	---	---

資料収集

資料収集委員会

本年度は、平成7年3月31日に前年度の収集委員会の委員の任期（2年以内）が切れたため、新ためて下記の方々を委員に委嘱した。なお本年度第1回会議において会長に賀川光夫氏、副会長に加藤知弘氏が選出された。また以下のとおり会議を実施した。

1. 委員名簿

氏名	役職	分野
賀川光夫	別府大学文学部教授	考古学
加藤知弘	大分県立芸術文化短期大学教授	日本海外交流史
豊田寛三	大分大学教育学部教授	日本史
菊竹淳一	九州大学文学部教授	日本美術史
段上達雄	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館主任研究員	民俗学
阿部利重	大分市助役	地方行政

2. 会議

- 第1回 平成7年7月25日(火)
場所 大分市歴史資料館会議室
議題 (1)委嘱状の交付
(2)会長・副会長の選出
(3)購入予定資料の審議
(4)その他
- 第2回 平成8年3月13日(水)
場所 大分市歴史資料館会議室
課題 (1)購入予定資料の審議
(2)その他

寄贈

- (1)農具他 58点 白根 勲氏
麦播種機、オヒツ、土かけ、メゴ、ショウケ、鍬、電動タネリ車、七島へぎ、七島ワク台、ワク、モウガ、鞍、籠、イチビ、俵編み機のおもり、軍用カバン、ユサシ、ホグスイ、茶碗、下駄箱、ハンテン、マント前掛け、葬式用食器、拍子木、イイゼ、ホゴ、田植網、箱膳、角火鉢、ゴトク
- (2)生活用具 12点 岡崎尚晴氏
こね鉢、深皿、羽釜、火入れ、ゴトク、茶壺、種入れ、盥、オヒツ、杓、椀入れ、膳
- (3)『九州連合共進会記念写真帖』 1点 小野崎和子氏
- (4)故立川輝信氏旧蔵資料 17件

野尻武敏氏

番号	資料名	時代	形態	寸法(縦×横)
1	戦国時代府内町絵図	(1829年)	紙本着色	137.9×139.9cm
2	戦国時代府内町絵図	江戸時代	紙本着色	122.0×105.0cm
3	松平忠昭中津留屋敷絵図	江戸時代	紙本着色	58.5×79.3cm
4	大分郡原村絵図	1725年	紙本着色	74.6×95.5cm
5	大分郡原村絵図	1725年頃	紙本着色	45.0×85.0cm
6	大分郡原村絵図断簡	江戸時代	紙本着色	28.0×37.2cm
7	豊後国絵図	1842年	木版単色	94.6×73.5cm
8	国郡全図 全巻	1837年	木版多色	28.6×18.6cm
9	上総国輿地全図	江戸時代	木版多色	74.0×119.0cm
10	長崎絵図	江戸時代	木版単色	35.5×45.4cm
11	江戸細見絵図	1864年	木版単色	72.5×89.7cm
12	大分県管内全図	1898年	印刷	97.0×77.3cm
13	石城川村西部地図	明治時代	紙本着色	38.0×47.5cm
14	府内城下町絵図	明治時代	印刷	35.0×37.5cm
15	中外産業博覧会各館配置図	1928年	印刷	39.0×54.5cm
16	大分町地図	1880年	紙本着色	53.0×79.0cm
17	大分県郷土史関係図書	明治時代～昭和40年代		900冊

寄託

- (1)府内藩日記 44冊 松栄神社

番号	資料名	年代
1	御用之覚書	元禄5(1659)年8月より同6年7月
2	御用覚書	正徳4 (1714) 年
3	御用留記	享保11 (1726) 年
4	日記	享保13 (1728) 年
5	御用留記	享保20 (1735) 年
6	万覚帳	元文3 (1738) 年
7	日記	元文5 (1740) 年
8	日記	寛保2 (1742) 年
9	日記	寛保3 (1743) 年
10	日記残欠	寛延2 (1749) 年
11	万覚帳	宝暦7 (1757) 年
12	日記	宝暦10 (1760) 年
13	日記	宝暦11 (1761) 年
14	日記	明和3 (1766) 年
15	日記	安永8 (1779) 年
16	御用留記	天明元 (1781) 年
17	御用留記	天明3 (1783) 年
18	御用留記	天明5 (1785) 年
19	御用留記	天明8 (1788) 年
20	郡代覚帳	寛政7 (1798) 年
21	日記	寛政12 (1800) 年
22	日記	享和3 (1803) 年
23	日記	文化6 (1809) 年
24	万留記	文化8 (1811) 年
25	日記	文化12 (1815) 年
26	日記	文政11 (1827) 年
27	日記	天保4 (1833) 年
28	御用留記	天保10 (1839) 年
29	御用留記	天保11 (1840) 年
30	日記	弘化3 (1846) 年
31	日記	嘉永4 (1851) 年
32	日記	嘉永5 (1852) 年
33	日記	嘉永7 (1854) 年
34	日記	安政2 (1855) 年
35	日記	文久2 (1862) 年
36	日記	文久4 (1867) 年
37	日記	慶応3 (1867) 年
38	日記	年次／亥ノ年
39	日記	年次
40	日記	年次
41	日記残欠	年未詳
42	日記残欠	年未詳
43	日記残欠	年未詳
44	日記早引	延享5(1748)年～天保(1836)年

購入

- (1)花樹烏文蒔絵螺鈿洋筆筒 1点
縦25×横37×奥行26cm
前倒れ式の蓋の中に、大小7つの引き出しを備えた西洋式の小筆筒で、16世紀末～17世紀にかけて日本で製作されヨーロッパむけに輸出された南蛮漆器の一種。全体に金の平蒔絵による花樹文と螺鈿を用いた幾何学文様が施され、天板と蓋の表面には鳥の絵が描き込まれている。
- (2)『解体新書』 全5冊
縦26.5×横17.7cm (安永3・1774年版)
杉田玄白・前野良沢らが中心となり翻訳・出版された日本における本格的な西洋近代医学の解剖書。本書は、その初版本で、書中余白には朱書の所見がみられ、以前は西洋医学にかなり通じた人物の蔵書であったものと思われる。
- (3)トルセリーニ著『東洋の使途フランシスコ・ザビエルの生涯』(Horatii Tvrsellini;De F--randisci Xaverii) 1冊
縦17.2×横11.2cm
フランシスコ・ザビエルの東洋における伝道について最初に紹介した書物。ザビエルの死後42年目の1594年に著され、以後数多く出版されたザビエル伝の原典ともなった本。その大半が日本布教の記事にあてられている。なお本書は、1594年ローマ初刊本を1597年に再刊したもの。
- (4)「巖屋完節志」写本 1冊
縦24×横17.5cm 江戸時代
天保12(1831)年日出藩の儒学者帆足万里が柳川藩の儒学者笠間子恭の著『先候遺事』の内容を漢訳し著したもの。本書はその写本で、天正14(1856)年島津義久の軍に抗して筑前岩屋城に立て籠もり落城にいたった大友氏の家臣高橋紹運の悲愴な顛末が書き綴られている。
- (5)「和蘭文典」前編・後編 2冊
縦26×横18cm (前編・後編ともに)
箕作阮甫が翻刻したオランダ語の文法書。前編は1822年刊共益会版「オランダ文典」第2版を天保13(1842)年『和蘭文典前編』と題して翻刻し、また後編は1810年刊共益会版「オラン

ダ語構文論』を嘉永元（1848）年に『和蘭文典後編成句論』と題して翻刻された。本書は前編がその初版本、後編が安政4（1857）年再版本にあたる。

(6)『西國順禮獨案内』 1冊
縦12.3×横17.6cm

筑紫西国三十三所の観音霊場の案内書。一番から三十三番までの札所の寺院名や観音像の種別、御詠歌等を記す。嘉永5（1852）年速見郡長松寺住職舜堂叟による奥書によれば、本書は、先年「好古の人」によって出版されたものを豊前大橋の米屋安次郎が再版し、それも年月が経て「文画」が読みにくくなったため、別府在住の日名子豊清が新たに出版したものとある。

(7)賀来飛霞本草図ほか資料 47点
豊後高田生まれの本草学者賀来飛霞（1816～1894）の描いた動・植物図、および関係資料。

番号	資料名	形態	時代	寸法(縦×横)
1	楊梅図ほか	紙本着色	天保6(1835)年6月	26.6×37.7cm
2	オホバガシ図	紙本着色	嘉永5(1852)年9月	26.7×34.4cm
3	ムベ図	紙本着色	嘉永5(1852)年9月	27.0×38.0cm
4	ヤマビハ図	紙本着色	嘉永5(1852)年初冬	26.8×37.4cm
5	マテバシイ図	紙本着色	嘉永5(1852)年初冬	28.0×34.8cm
6	シキントウ図	紙本着色	嘉永5(1852)年仲冬	27.0×33.0cm
7	タニワタシ図	紙本着色	年未詳・庚子仲夏	26.8×36.4cm
8	アチサイ図	紙本着色	年未詳・庚子仲夏	26.8×37.3cm
9	ニハトコ図	紙本着色	年未詳 春三月・夏五月	27.5×38.0cm
10	芭蕉図	紙本着色	年未詳・7月7日写	26.2×37.5cm
11	日々艸図ほか	紙本着色	年未詳・未8月	24.0×33.5cm
12	ナギ図ほか	紙本着色	年未詳	28.0×34.0cm
13	フジウツギ図	紙本着色	年未詳	27.0×38.0cm
14	ホドイモ図	紙本着色	年未詳	27.6×37.5cm
15	源氏車図ほか	紙本着色	年未詳	26.2×37.4cm
16	カキツバタ図ほか	紙本着色	年未詳	48.5×37.3cm
17	仙人艸図ほか	紙本着色	年未詳	27.6×37.5cm
18	(桜)図ほか	紙本着色	年未詳・三月仲旬	37.2×26.2cm

19	(百合)図ほか	紙本着色	年未詳	26.5×37.7cm
20	(ホトケノザ)図ほか	紙本着色	年未詳	25.9×37.4cm
21	(ツユ草)図ほか	紙本着色	年未詳	26.7×36.2cm
22	(朝顔)図ほか	紙本着色	年未詳	27.0×37.0cm
23	(タンポポ)図ほか	紙本着色	年未詳	27.0×38.0cm
24	植物図 (1種/名不詳/ヒイラギ科か)	紙本着色	年未詳	27.8×32.0cm
25	植物図 (1種/名不詳/ラン科か)	紙本着色	年未詳	22.3×16.2cm
26	植物図(2種/名不詳)	紙本着色	年未詳	27.0×37.4cm
27	植物図 (1種/名不詳/芙蓉か)	紙本着色	年未詳	28.0×37.5cm
28	植物・昆虫図 (花に群がる蝶・蚊)	紙本着色	年未詳	37.0×27.5cm
29	植物・昆虫図 (菊花に群がる蝶・蜂・蚊等)	紙本着色	年未詳	27.0×36.0cm
30	植物・昆虫図 (花に群がる蝶・バッタ等)	紙本着色	年未詳	27.1×38.0cm
31	植物・昆虫図 (藤花に群がる蝶・バッタ等)	紙本着色	年未詳	26.7×36.7cm
32	植物・昆虫図 (花に群がるトンボ・バッタ等)	紙本着色	年未詳	27.0×37.7cm
33	植物・昆虫図 (桔梗・オミナエシに蝶・蟬等)	紙本着色	年未詳	26.8×35.5cm
34	植物・昆虫図 (花とカタツムリ)	紙本着色	年未詳	26.0×31.2cm
35	植物・昆虫図 (山桜に蛾・蝶等)	紙本着色	年未詳 三月上・中旬	26.4×37.2cm
36	植物・魚介図 (睡蓮に魚・蟹・蛙等)	紙本着色	年未詳	26.6×37.2cm
37	伊勢海老図	紙本墨書	年未詳	31.8×41.5cm
38	海獣図(アザラシか)	紙本着色	年未詳	26.7×37.4cm
39	鳥図(「シャモ」)	紙本墨朱書	年未詳	23.8×35.4cm
40	鳥図(「クグヒ」)	紙本墨朱書	年未詳	38.5×25.5cm
41	鳥図 (「ヤマケリ」「ヒゲヒナ」)	紙本墨書	年未詳	24.5×35.0cm
42	鳥図(サギか)	紙本墨朱書	年未詳	24.0×17.6cm
43	鳥図(名不詳)	紙本墨朱書	年未詳	23.7×33.8cm
44	トンボ図	紙本着色	年未詳	18.8×24.0cm
45	枇杷図	絹本着色	年未詳	35.0×22.2cm
46	植物図(芙蓉か)	絹本着色	年未詳	22.5×34.7cm
47	丸山豆図	紙本着色	年未詳	18.6×26.5cm

複製品製作

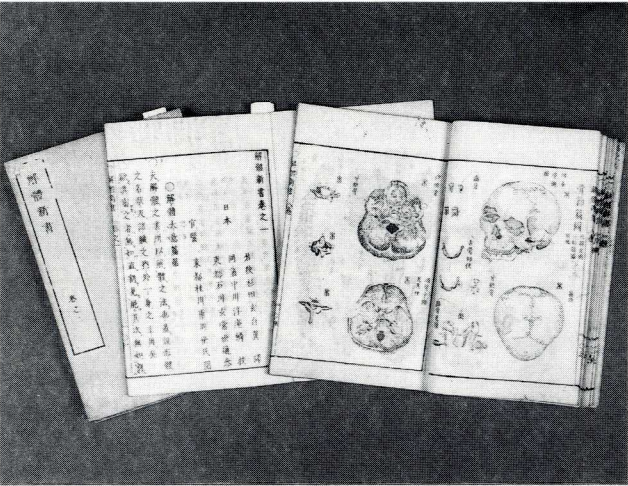
16世紀後半に豊後や日本国内にもたらされたとみられる、①フィーデル、②ヴィオラ・ダ・ガンバ、③リュート、④ルネッサンス・ハープ、⑤ルネッサンス笛、⑥チェンパロといった西洋古楽器を遺品や文献等をもとに忠実に復元した。



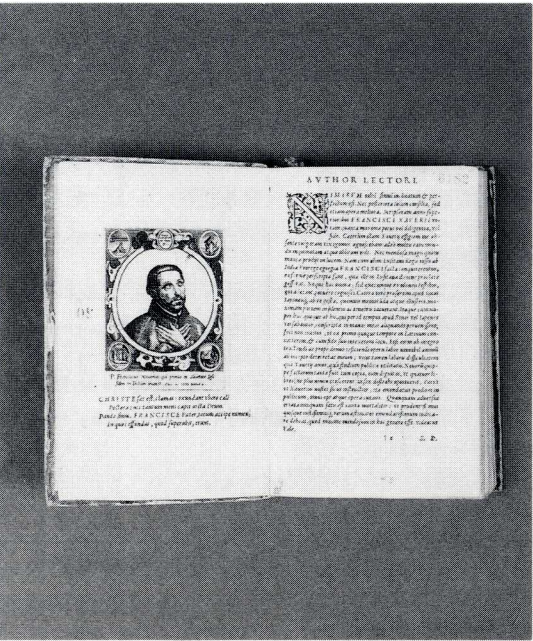
花樹鳥文時絵螺鈿洋筆筒



賀来飛霞 動・植物図



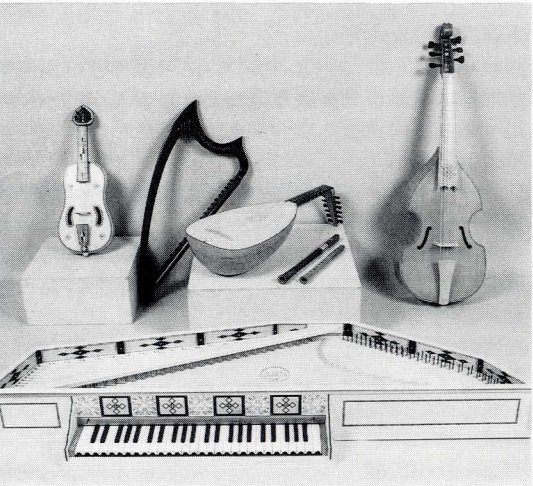
『解体新書』



トルセリーニ著『東洋の使途フランシスコ・ザビエルの生涯』



賀来飛霞 動・植物図



西洋古楽器（複製品）

利 用 案 内

開館時間 午前9:00～午後5:00

(入館は午後4:30まで)

休 館 日 月曜日(祝日にあたるときは翌日)

祝日の翌日

年末年始(12月28日～1月4日)

観 覧 料 大 人 200円(団体150円)

小中高生 100円(団体50円)

(市内の小学生は無料です)

* 団体は30名以上

* 特別展の開催中は別料金になる
場合があります。

交通機関 JR久大線

○豊後国分駅下車

大分バス

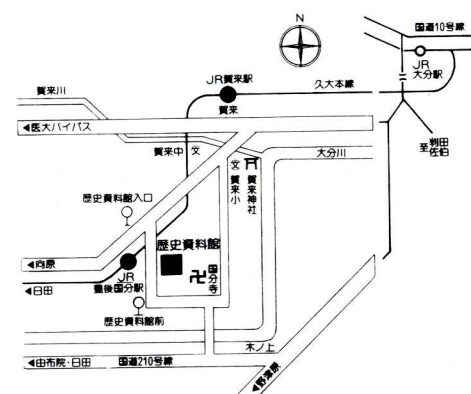
○歴史資料館前下車

国分新町ゆき

向原ゆき(国分団地経由)

今畑ゆき(")

中村ゆき(")



大分市歴史資料館年報

1996

発 行 日 平成8年10月31日

編集・発行 大分市歴史資料館

大分市大字国分960番地の1

〒870 (0975)49-0880